

索引番号：000014349/2026-00061

テーマ分類：工業・交通／情報産業（電気通信を含む）

発出機関：国務院

制 定 日：2026 年 7 月 23 日

表 題：集積回路配置図設計保護条例

文書番号：国務院令第 842 号

公 布 日：2026 年 8 月 3 日

## 中華人民共和国国務院令

第 842 号

「集積回路配置図設計保護条例」は、2026 年 7 月 10 日の国務院第 91 回常務会議において改正の上採択されたので、ここに公布し、2026 年 10 月 15 日から施行する。

国務院総理 李強

2026 年 7 月 23 日

### 集積回路配置図設計保護条例

(2001 年 4 月 2 日中華人民共和国国務院令第 300 号により公布

2026 年 7 月 23 日中華人民共和国国務院令第 842 号により改正)

#### 第一章 総則

**第一条** 集積回路配置図設計専有権を保護し、集積回路技術の革新を奨励し、科学技術の発展を促進するため、本条例を制定する。

**第二条** 集積回路配置図設計の保護業務は、党及び国家の知的財産権戦略に関する方針を徹底して実施し、中国における集積回路配置図設計の創出、運用、保護、管理及びサービスの水準を向上させなければならない。

**第三条** 本条例における次の各号に掲げる用語の意味は、以下のとおりとする。

(一) 集積回路とは、半導体材料を基板とし、少なくとも一つが能動素子である二

つ以上の素子及び相互接続配線の一部又は全部を基板内又は基板上に集積し、所定の電子的機能を果たす中間製品又は最終製品をいう。

(二) 集積回路配置図設計（以下「配置図設計」という）とは、集積回路における、少なくとも一つが能動素子である二つ以上の素子及び相互接続配線の一部又は全部の三次元配置、又は集積回路を製造するために準備された当該三次元配置をいう。

(三) 配置図設計権利者とは、本条例の規定に基づき、配置図設計について専有権を有する自然人、法人又は非法人組織をいう。

(四) 複製とは、配置図設計又は当該配置図設計を含む集積回路を反復して製作する行為をいう。

(五) 商業利用とは、商業目的で、保護を受ける配置図設計、当該配置図設計を含む集積回路又は当該集積回路を含む物品を輸入し、販売し、又はその他の方法により提供する行為をいう。

フォトニクス、量子等の機能を集積した集積回路の配置図設計については、本条例の規定に基づき保護することができる。

**第四条** 中国の自然人、法人又は非法人組織が創作した配置図設計は、本条例の規定に基づき配置図設計専有権を有する。

外国人、外国企業又は外国のその他の組織が創作した配置図設計が最初に中国国内において商業利用に供された場合は、本条例の規定に基づき配置図設計専有権を有する。

外国人、外国企業又は外国のその他の組織が創作した配置図設計について、その創作者の所属国が中国と配置図設計の保護に関する協定を締結している場合、又は中国とともに配置図設計の保護に関する国際条約の締約国である場合は、本条例の規定に基づき配置図設計専有権を有する。

**第五条** 配置図設計の登記を申請し、又はその他の配置図設計に関する事務を行う場合、自ら行うことも、法に基づき設立された専利代理機関に委任して行うこともできる。

中国に恒常的な居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が、中国において配置図設計の登記を申請し、又はその他の配置図設計に関する事

務を行う場合は、法に基づき設立された専利代理機関に委任して行わなければならない。

専利代理機関は、法律及び行政法規を遵守し、被代理人の委任に従って配置図設計の登記申請又はその他の配置図設計に関する事務を行わなければならない。被代理人の配置図設計における未公開の内容について、秘密保持義務を負う。

**第六条** 保護を受ける配置図設計は、独創性を有しなければならない。すなわち、当該配置図設計が創作者自身の知的労働の成果であり、かつ、その創作時において配置図設計の創作者及び集積回路の製造者の間で一般に認められている通常の設計でないことをいう。

保護を受ける通常の設計から構成される配置図設計は、その組合せが全体として前項に規定する条件を満たさなければならない。

**第七条** 本条例による配置図設計の保護は、思想、処理過程、操作方法又は数学的概念等には及ばない。

**第八条** 国務院知的財産権行政部門は、全国の配置図設計専有権に関する管理業務を所管する。

**第九条** 配置図設計の登記申請及び配置図設計専有権の行使は、信義誠実の原則に従わなければならない。配置図設計専有権を濫用して、国家の利益、社会公共の利益又は他人の合法的権益を害してはならない。

配置図設計専有権を濫用し、競争を排除し、又は制限して独占行為を構成する場合は、「中華人民共和国独占禁止法」に基づき処理する。

**第十条** 国務院知的財産権行政部門は、関係部門と共同して措置を講じ、配置図設計に関する公共サービスを強化し、配置図設計の運用を促進しなければならない。

## 第二章 配置図設計専有権

**第十一条** 配置図設計権利者は、次に掲げる専有権を有する。

（一）保護を受ける配置図設計の全部又はそのうち独創性を有するいずれかの部分を複製する権利。

（二）保護を受ける配置図設計、当該配置図設計を含む集積回路又は当該集積回路を含む物品を商業利用に供する権利。

**第十二条** 配置図設計専有権は、国务院知的財産権行政部門による登記を経て発生する。

登記を受けていない配置図設計は、本条例による保護を受けない。

**第十三条** 配置図設計専有権は、本条例に別段の定めがある場合を除き、配置図設計の創作者に帰属する。

法人又は非法人組織が主宰し、法人又は非法人組織の意思に基づいて創作され、かつ、法人又は非法人組織が責任を負う配置図設計については、当該法人又は非法人組織を創作者とする。

自然人により創作された配置図設計については、当該自然人を創作者とする。

**第十四条** 二以上の自然人、法人又は非法人組織が共同で創作した配置図設計について、その専有権の帰属は共同創作者間の約定による。約定がない場合又は約定が明確でない場合は、その専有権は共同創作者が共有する。

**第十五条** 委託を受けて創作された配置図設計について、その専有権の帰属は委託者及び受託者双方の約定による。約定がない場合又は約定が明確でない場合は、その専有権は受託者に帰属する。

**第十六条** 本条例第十三条第二項に規定する状況に該当する場合、法人又は非法人組織は、「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」及び国の関係規定に基づき、条件を満たす者に合理的な奨励及び報酬を与えなければならない。

**第十七条** 配置図設計専有権の保護期間は 10 年とし、配置図設計の登記申請日又

は世界のいずれかの場所において最初に商業利用に供された日のうち、いずれか早い日から起算する。ただし、登記又は商業利用の有無にかかわらず、配置図設計は、創作完成の日から15年を経過した後は、本条例による保護を受けない。

**第十八条** 配置図設計専有権が自然人に帰属する場合、当該自然人の死亡後、その専有権は、本条例に規定する保護期間内において法に基づき移転する。

配置図設計専有権が法人又は非法人組織に帰属する場合、当該法人又は非法人組織の変更又は終了後、その専有権は、本条例に規定する保護期間内において、その権利及び義務を承継する法人又は非法人組織が有する。その権利及び義務を承継する法人又は非法人組織がない場合は、本条例による保護を受けない。

### 第三章 配置図設計の登記

**第十九条** 国務院知的財産権行政部門は、配置図設計の登記業務を所管し、配置図設計の登記申請を受理する。

**第二十条** 配置図設計の登記申請は、真実の創作活動を基礎として提出しなければならない。虚偽を弄してはならない。

**第二十一条** 登記を申請する配置図設計が国家の安全又は重大な利益に関わり、秘密保持を必要とする場合は、国の関係規定に従って処理する。

**第二十二条** 配置図設計の登記を申請する場合は、次に掲げるものを提出しなければならない。

- (一) 配置図設計登記申請書。
- (二) 配置図設計の複製物又は図面。
- (三) 配置図設計の独創性声明。
- (四) 国務院知的財産権行政部門が定めるその他の資料。

配置図設計が既に商業利用に供されている場合、配置図設計の登記申請に際しては、当該配置図設計を含む集積回路のサンプルを提出しなければならない。

**第二十三条** 申請人が提出する複製物又は図面は、配置図設計の必要な情報を含み、当該配置図設計の独創性を有する部分を明確に表示できるものでなければならない。

**第二十四条** 独創性声明には、配置図設計の独創性を有する設計領域、設計上の要点及び対応する機能を明示しなければならない。

配置図設計が全体として独創性を有する場合は、独創性声明において具体的に説明しなければならない。

**第二十五条** 国務院知的財産権行政部門が本条例第二十二条に規定する配置図設計登記申請書類を受領した日を申請日とする。申請書類が郵送された場合は、発送の消印日を申請日とする。

**第二十六条** 配置図設計が世界のいずれかの場所において最初に商業利用に供された日から2年以内に国務院知的財産権行政部門に登記申請が提出されなかった場合、国務院知的財産権行政部門は、当該配置図設計を登記しない。

**第二十七条** 国務院知的財産権行政部門は、配置図設計の登記申請について初歩審査を行い、登記を申請する配置図設計が本条例第三条第一項第一号若しくは第二号、第七条、第二十条、第二十三条又は第二十四条の規定に明らかに適合しないと認める場合は、申請人に通知し、指定期間内に意見を陳述し、又は補正するよう求めなければならない。申請人が期間満了までに回答しない場合は、その申請は取り下げられたものとみなす。申請人が意見を陳述し、又は補正した後も、国務院知的財産権行政部門がなお本条例の規定に適合しないと認める場合は、その申請を拒絶しなければならない。

**第二十八条** 配置図設計の登記申請について初歩審査を行い、拒絶理由が認められない場合は、国務院知的財産権行政部門が登記し、登記証明文書を交付し、公告する。

**第二十九条** 配置図設計登記申請人は、国務院知的財産権行政部門による登記申請

の拒絶決定に不服がある場合、通知を受領した日から3か月以内に、国務院知的財産権行政部門に再審を請求することができる。国務院知的財産権行政部門は、再審後に決定を行い、配置図設計登記申請人に通知する。配置図設計登記申請人は、国務院知的財産権行政部門の再審決定になお不服がある場合、法に基づき人民法院に訴えを提起することができる。

**第三十条** 配置図設計の登記が認められた後、国務院知的財産権行政部門が当該登記は本条例の規定に適合しないことを発見した場合は、その登記を取り消し、配置図設計権利者に通知し、その取消しを登記し、公告しなければならない。

何人も、当該登記が本条例の規定に適合しないことを発見した場合は、国務院知的財産権行政部門に配置図設計登記の取消しを請求することができる。国務院知的財産権行政部門は、配置図設計登記の取消請求について速やかに審査し、決定を行い、請求人及び配置図設計権利者に通知しなければならない。配置図設計登記の取消決定は、国務院知的財産権行政部門が登記し、公告する。

前二項にいう本条例の規定に適合しない場合とは、本条例第三条第一項第一号若しくは第二号、第四条、第六条、第七条、第十七条、第二十条、第二十三条、第二十四条又は第二十六条の規定に適合しない場合をいう。

配置図設計権利者及び請求人は、国務院知的財産権行政部門の審査決定に不服がある場合、法に基づき人民法院に訴えを提起することができる。

**第三十一条** 配置図設計登記が取り消された場合、当該配置図設計専有権は、初めから存在しなかったものとみなす。

**第三十二条** 国務院知的財産権行政部門の職員及び関係者は、配置図設計登記における未公開の内容について秘密保持義務を負う。

**第三十三条** 当事者が不可抗力による事由により、本条例に規定する期間又は国務院知的財産権行政部門が指定する期間を徒過し、その権利を喪失した場合は、障害が消滅した日から2か月以内、かつ、期間満了の日から2年以内に、国務院知的財産権行政部門に理由を説明し、関係証明書類を添付して、その権利の回復を請求すること

ができる。

前項に規定する場合を除き、当事者がその他の正当な理由により、本条例に規定する期間又は国務院知的財産権行政部門が指定する期間を徒過し、その権利を喪失した場合は、国務院知的財産権行政部門の通知を受領した日から2か月以内に、国務院知的財産権行政部門に理由を説明し、その権利の回復を請求することができる。ただし、再審請求期間を徒過した場合は、再審請求期間の満了日から2か月以内に、国務院知的財産権行政部門にその権利の回復を請求することができる。

当事者が国務院知的財産権行政部門の指定する期間の延長を請求する場合は、期間の満了前に、国務院知的財産権行政部門に理由を説明し、関係手続を行わなければならない。

本条第一項及び第二項の規定は、本条例第十七条及び第二十六条に規定する期間には適用しない。

#### 第四章 配置図設計専有権の行使

**第三十四条** 保護を受ける配置図設計は、登記された配置図設計の複製物又は図面に表示されたものを基準とし、独創性声明は、配置図設計の独創性の解釈に用いることができる。

**第三十五条** 配置図設計権利者は、その専有権を譲渡し、又は他人にその配置図設計の使用を許諾することができる。

中国の自然人、法人又は非法人組織が外国人、外国企業又は外国のその他の組織に配置図設計専有権を譲渡する場合は、関係法律、行政法規及び国の関係規定に基づき手続を行わなければならない。

配置図設計専有権を譲渡する場合、当事者は書面による契約を締結し、国務院知的財産権行政部門に登録しなければならない。国務院知的財産権行政部門はこれを公告する。配置図設計専有権の譲渡は、登記の日から効力を生ずる。

他人にその配置図設計の使用を許諾する場合、当事者は書面による契約を締結し、契約の発効日から3か月以内に国務院知的財産権行政部門に届け出なければならない。

配置図設計専有権を質権の目的とする場合、質権設定者及び質権者は共同で国務院

知的財産権行政部門に質権設定登記を行い、国务院知的財産権行政部門はこれを公告する。

**第三十六条** 配置図設計専有権の共有者間に権利行使に関する約定がある場合は、その約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で当該配置図設計を使用し、又は普通許諾の方式により他人にその使用を許諾することができる。他人に当該配置図設計の使用を許諾した場合、得られた使用料は共有者間で分配しなければならない。

前項に規定する場合を除き、共有する配置図設計専有権を行使する場合は、全共有者の同意を得なければならない。

**第三十七条** 次に掲げる行為は、配置図設計権利者の許諾を得ず、かつ、使用料を支払わずに行うことができる。

(一) 個人的目的又は専ら評価、分析、研究、教育等の目的のために、保護を受ける配置図設計を複製する行為。

(二) 前号に基づき保護を受ける配置図設計を評価し、又は分析した結果を基礎として、独創性を有する配置図設計を創作する行為。

(三) 自ら独立して創作した、他人の配置図設計と同一の配置図設計を複製し、又は商業利用に供する行為。

**第三十八条** 保護を受ける配置図設計、当該配置図設計を含む集積回路又は当該集積回路を含む物品が、配置図設計権利者又はその許諾を得た者により市場に投入された後は、他人は、配置図設計権利者の許諾を得ず、かつ、使用料を支払わずに、これを再度商業利用することができる。

**第三十九条** 国家に緊急事態若しくは非常事態が発生した場合、公共の利益の目的のために必要な場合、又は人民法院若しくは独占禁止法執行機関が、法に基づき配置図設計権利者に独占行為があり救済措置を講ずる必要があると認定した場合、国务院知的財産権行政部門は、その配置図設計の使用について非自発的許諾を付与することができる。

**第四十条** 国務院知的財産権行政部門が配置図設計の使用について非自発的許諾を付与する決定を行った場合は、速やかに配置図設計権利者に通知しなければならない。

配置図設計の使用について非自発的許諾を付与する決定は、非自発的許諾の理由に応じて、使用の範囲及び期間を定めなければならない。その範囲は、公共目的のための非商業的使用、又は人民法院若しくは独占禁止法執行機関が法に基づき配置図設計権利者に独占行為があり救済措置を講ずる必要があると認定した場合に必要な救済措置に限定しなければならない。

非自発的許諾の理由が消滅し、かつ、再び発生しない場合、国務院知的財産権行政部門は、配置図設計権利者の請求に基づき、審査を経た後、配置図設計の使用に関する非自発的許諾を終了する決定を行わなければならない。

**第四十一条** 配置図設計の使用に関する非自発的許諾を取得した自然人、法人又は非法人組織は、独占的な使用権を有さず、かつ、他人に使用を許諾する権利を有しない。

**第四十二条** 配置図設計の使用に関する非自発的許諾を取得した自然人、法人又は非法人組織は、配置図設計権利者に合理的な使用料を支払わなければならない。その額は双方の協議により定める。双方が合意に達することができない場合は、国務院知的財産権行政部門が行政裁決を行う。

**第四十三条** 配置図設計権利者は、国務院知的財産権行政部門による配置図設計の使用に関する非自発的許諾の決定に不服がある場合、また、配置図設計権利者及び非自発的許諾を取得した自然人、法人又は非法人組織は、国務院知的財産権行政部門による配置図設計の非自発的許諾に係る使用料についての行政裁決に不服がある場合、法に基づき人民法院に訴えを提起することができる。

## 第五章 法的責任

**第四十四条** 本条例に別段の定めがある場合を除き、配置図設計権利者の許諾を得

ずに次の各号のいずれかに該当する行為を行った者は、直ちに権利侵害行為を停止し、賠償責任を負わなければならない。

(一) 保護を受ける配置図設計の全部又はそのうち独創性を有するいずれかの部分を複製する行為。

(二) 商業目的で、保護を受ける配置図設計、当該配置図設計を含む集積回路又は当該集積回路を含む物品を輸入し、販売し、又はその他の方法により提供する行為。

**第四十五条** 配置図設計権利者の許諾を得ずにその配置図設計を使用し、すなわちその配置図設計専有権を侵害して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決する。協議を望まない場合又は協議が成立しない場合、配置図設計権利者又は利害関係者は、人民法院に訴えを提起し、又は国務院知的財産権行政部門に処理を請求することができる。国務院知的財産権行政部門は、処理に際し、権利侵害行為が成立すると認定した場合、権利侵害者に対し、直ちに権利侵害行為を停止するよう命じ、権利侵害製品又は物品を没収し、廃棄することができる。当事者は、これに不服がある場合、法に基づき人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害者が期間満了までに訴えを提起せず、かつ、権利侵害行為を停止しない場合、国務院知的財産権行政部門は、人民法院に強制執行を請求することができる。当事者の請求に基づき、国務院知的財産権行政部門は、配置図設計専有権侵害に係る賠償額について調停を行うことができる。調停が成立しない場合、当事者は、法に基づき人民法院に訴えを提起することができる。

**第四十六条** 配置図設計専有権侵害に係る賠償額は、権利者が権利侵害により被った実際の損失又は権利侵害者が権利侵害により得た利益に基づき算定する。権利者の損失又は権利侵害者が得た利益の算定が困難な場合は、当該配置図設計の使用許諾料の倍数を参照して合理的に算定する。配置図設計専有権を故意に侵害し、情状が重大である場合は、前記方法により算定した額の1倍以上5倍以下の額を賠償額として定めることができる。

賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支出した合理的な費用も含めなければならない。

**第四十七条** 保護を受ける配置図設計を含む集積回路又は当該集積回路を含む物品を取得した時点で、その中に不法に複製された配置図設計が含まれていることを知らず、かつ、知るべき合理的な理由もなく、これを商業利用に供した場合は、権利侵害とはみなさない。

前項の行為者は、その中に不法に複製された配置図設計が含まれている旨の明確な通知を受けた後も、現に有する在庫又はそれ以前の注文品を引き続き商業利用に供することができる。ただし、配置図設計権利者に合理的な使用料を支払わなければならない。

**第四十八条** 専利代理機関が、被代理人の配置図設計における未公開の内容を漏えいした場合は、「専利代理条例」第二十五条の規定に基づき処罰する。

国務院知的財産権行政部門の職員及び関係者が、配置図設計登記における未公開の内容を漏えいした場合は、法に基づき処分を行う。国家秘密の漏えい又は営業秘密の侵害に関わる場合は、関係法律及び行政法規の規定に基づき法的責任を負う。

**第四十九条** 配置図設計専有権の管理業務に従事する国家機関の職員が、職務を怠り、職権を濫用し、又は私利を図って不正を行った場合は、法に基づき処分を行う。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

## 第六章 附則

**第五十条** 配置図設計の登記公告後、公衆は、当該配置図設計登記簿の閲覧を請求し、又は国務院知的財産権行政部門に当該登記簿の副本の提供を請求することができる。公衆は、当該配置図設計の複製物又は図面の紙媒体によるものの閲覧を請求することもできる。

訴訟又は行政処理手続等において国家機関が法に基づき職務を遂行するために必要な場合を除き、何人も、配置図設計の複製物又は図面の電子版を閲覧し、又は複製してはならない。

**第五十一条** 配置図設計の登記を申請し、及びその他の手続を行う場合は、規定に

基づき費用を納付しなければならない。

**第五十二条** 本条例に規定する各種期間については、その初日を算入せず、翌日から起算する。期間は年又は月をもって計算される場合、最終月の対応する日を期間満了日とする。当該月に対応する日がない場合は、当該月の末日を期間満了日とする。期間満了日が法定休日に当たる場合は、その休日後の最初の業務日を期間満了日とする。

**第五十三条** いずれかの国又は地域が、集積回路配置図設計の保護に関して中華人民共和国に対し差別的な禁止、制限又はその他これらに類する措置を講じた場合、中華人民共和国は、実際の状況に応じて、当該国又は地域に対し相応の措置を講ずることができる。

**第五十四条** 本条例は、2026 年 10 月 15 日から施行する。

出所：2026 年 8 月 3 日付け中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202608/content\\_7077398.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202608/content_7077398.htm)

※本資料は公表資料に基づきジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは 情報・データ・解釈などをできる限り 正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。